

付記事項

1 適 用

- (1) 本付記事項は、標準仕様書及び特記仕様書を補足するものである。
- (2) 本付記事項、標準仕様書及び特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書（科目別内訳書まで）」のとおりとする。

2 コリnz (CORINS) への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリnz）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリnzから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリnz登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成時において訂正または削除する場合においても同様に、コリnzから監督員にメール送信し、速やかに監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

3 本工事の発生土をストックヤード等に搬出・搬入する場合

- (1) 工事着手前に、ストックヤードの利用申込みを（一財）茨城県建設技術管理センター（以下「管理センター」という。）に対して行うこと。
- (2) 事前にストックヤードに搬出する土砂の土質試料を採取し、必要な試験を行うとともに、その結果を管理センターへ提出すること。
- (3) 搬出する10日以上前に、管理センターと運搬経路、工程等について打ち合わせを行うこと。
- (4) スtockヤード利用料金は、設計地山土質1m³当たり1,400円（消費税抜き）とし、管理センターの請求により支払うこと。
- (5) このほかストックヤード利用の詳細については管理センターと協議のこと。
- (6) 受注者は、発生土をストックヤードへ搬出する場合は、管理センターへ受領書の交付を求めること。また、ストックヤードから搬入した場合は受領書を発行し、管理センターへ提出すること。
- (7) 発生土を工事間流用する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。また、搬入した場合は受領書を発行すること。
- (8) 発生土を公共埋立地へ搬入する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。
- (9) 発生土を事業地において搬出・搬入する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。また、搬入した場合は受領書を発行すること。

4 発生土搬出に伴う市町村への通知

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、様式1により搬出前に搬出先市町村の発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・E-mail等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

- ① 工事件名、工事概要、工事場所
- ② 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
- ③ 工事受注者名、現場代理人名、連絡先
- ④ 建設発生土の運搬業者名
- ⑤ 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
- ⑥ 建設発生土の発注場所から受入地までの運搬経路
- ⑦ 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
- ⑧ 建設発生土の土質（砂質、ローム等）、土量（ m^3 ）

5 排出ガス対策型建設機械使用の原則化

受注者は、工事の施工にあたり下表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成 28 年 8 月 30 日付国総環第 6 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

6 建設副産物

（1）法令順守

受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、「茨城県建設リサイクルガイドライン」（茨城県土木部、令和 6 年 3 月）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

（2）再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。なお、資源有効利用促進法省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者等が行った手続き（土壌汚染対策法や条例の届出の要否等）を確認し、結果を確認結果票へ記載し、現場へ掲示すること。

(4) 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

(5) 建設副産物情報交換システム（COBRIS（コブリス））

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画書作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。

(6) 計画書の保存

計画書及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後5年間保存するものとする。

7 VOC（揮発性有機化合物）の室内濃度の測定

設計図書等に室内濃度の測定を明記した室の、VOC（揮発性有機化合物）の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること。

ただし、指針値を超えた場合は、監督員と協議し所要の対策を講じること。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm)
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm)
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm)
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)

(参考)

パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)
------------	---

注) ppm : 100 万分の 1

8 セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する措置

普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材を使用した改良土から条件によっては、六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出する恐れがあるため、施工にあたっては下記のとおり取り扱う。

- ① セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、監督員の承諾した方法により、現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じる。
- ② セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合、監督員の承諾した方法により、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。

9 不正軽油の使用禁止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- ① 現場で不正軽油を使用しないこと。
- ② 現場で不正軽油を使用させないこと。
- ③ 不正軽油を購入しないこと。
- ④ 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- ⑤ 下請契約の相手方、または燃料購入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。
- ⑥ 県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には現場代理人が立ち会うこと。
- ⑦ 当該工事に関して、法令（地方税法等）に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

10 低入札価格調査制度の対象工事

- (1) 本工事は、低入札価格調査制度の適用対象工事である。
- (2) 低入札価格調査制度の調査対象者となった場合には、入札した価格で契約内容が履行可能であることを、発注者に対して合理的に説明しなければならない。なお、合理的な説明がない場合には、履行不能と判断し、失格とする。
- (3) 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者の求めに応じ、低入札価格調査に係る資料を作成し、提出しなければならない。
- (4) 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者から低入札価格調査に係るヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- (5) 低入札価格調査の結果、落札することとなった者は、確実な業務履行、調査内容に整合した工事の施工を確約する確約書を、発注者に対し、契約をする時に提出しなければならない。
- (6) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、調査内容と実際の施工との整合性を発注者が確認する際に、これに協力しなければならない。なお、調査時に提出した下請予定者と実際の下請負人が異なる場合には、発注者の指示する様式により理由書を提出しなければならない。
- (7) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、施工体制台帳、下請負人通知書、施工計画書の提出に際し、発注者から、その内容の詳細についてヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- (8) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、監督員が監督業務を行う際、主任技術者または監理技術者を立ち会わせなければならない。なお、低入札価格調査を経て契約した工事については、発注者による重点的な監督業務や厳格な検査が実施されることから、同種同規模程度の工事に比べ、監督や検査の頻度が増える等の措置が行われることとなる。
- (9) 低入札価格調査を経て契約した受注者が(6)、(7)に基づく確認作業に協力しない場合や、確認の際に虚偽の説明をした場合、または低入札価格調査時の説明内容と実施状況が大きく乖離している場合等には、契約違反等があったものとして指名停止等の措置を行うことがある。

11 低入札価格調査制度における調査対象工事の監督体制等の強化

受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として、「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。

- ① 受注者は、監督員の求めに応じて、茨城県建設工事施工適正化指針及び建設工事請負契約書に定める下請負人通知書、施工体制台帳、再下請負通知書及び施工体系図を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- ② 受注者は、標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められた

③ 受注者は、監督員が当該工事の監督業務を行う際は、主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならない。なお、監督員からその内容の説明を下請負人へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負人に対し周知しなければならない。

- (1) 受注者は、本工事にて自主的に実施した「創意工夫」、「社会性等」に関する状況を茨城県土木部工事成績評定要領第5条第5項（別紙-6様式）に基づき提出できる。
- (2) 発注者は、受注者から提出のあった創意工夫等に関する実施状況の内容を検討し、評価すべき内容であれば、工事成績評定においてこれを考慮する。

- ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- ② 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃から使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行われなければならない。
- ④ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- ① 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ さし柵装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- ⑤ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- ⑥ 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為（過積載、さし柵装着車や不正表示車等の使用）を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑦ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑧ 下請契約の相手方や資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

16 暴力団関係者等の排除について

- ① 県が発注する建設工事等の契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下「暴力団等」という。）と下請契約をしてはならない。
- ② 県が発注する建設工事等の契約を履行するにあたり、暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- ③ 県が発注する建設工事等において、暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否するとともに、その旨直ちに発注者等に報告し、併せて所轄の警察署に届け出ること。

17 総合評価方式について

【共通】

- (1) 本工事は、総合評価方式の対象工事とする。
- (2) 本工事に関する若手又は女性技術者の配置計画及び登録基幹技能者の配置計画が適正と認められ評価された場合、受注者は技術資料に基づいて従業員（登録基幹技能者にあつては元請業者又は下請業者の登録基幹技能者の資格者）を本工事に配置しなければならない。
- (3) 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の配置計画に基づく若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。また、発注者から若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況の確認を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。
- (4) 受注者の責により計画どおりの履行が為されなかった場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。工事成績評定点の減点は評価項目ごとに3点又は5点を減点する。なお、技術提案等も含めて1工事あたり複数の評価項目において減点対象がある場合は、最大8点を上限として減点する。
- (5) 計画に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

【簡易型（施工計画）及び標準型（技術提案）の場合】

- (6) 本工事に関する施工計画及び技術提案（以下「技術提案等」という。）が採用され評価された場合、受注者は技術提案等に基づいて施工しなければならない。技術提案等の内容は、設計図書の当該標準案に係る記述に優先するものとし、技術提案等に基づく設計図書の変更は行わない。
- (7) 発注者が技術提案等を採用することにより、当該技術提案等に基づく工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- (8) 提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、提案者に通知することなく茨城県が発注する工事に無償で使用できることとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有するものについてはこの限りではない。
- (9) 技術提案等に基づく施工を行う場合、発注者は、工事の監督及び検査にあたって、受注者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、監督員に提出しなければならない。また、必要な資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。
- (10) 技術提案等に基づく施工を行った場合に、工事の検査において、当該技術提案等を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該技術提案等の履行に係わる部分の確認は、工事完了後においても引き続き存続するものとする。

(11) - 1 【簡易型（施工計画）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

工事成績評定点の減点は5点を減点する。

(11) - 2 【標準型（定量評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、

契約金額の減額、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

① 契約金額の減額

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として落札時の評価値との差に応じた金額の減額を行う。

$$(100+\alpha) / C = (100+\beta) / C'$$

$$C' = (100+\beta) / (100+\alpha) \times C$$

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた契約金額 (円)

α : 当初の評価点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)

② 工事成績評定点の減点 (最大5点を減点する。)

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として落札時の評価点との差に応じた工事成績評定点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 5 \times (\alpha - \beta) / \gamma$$

α : 当初の評定点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)

γ : 技術提案に関する部分のみの当初の評価点 (点)

(11) - 3 【標準型 (定性評価する技術提案) の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額及び工事成績評定点を減ずる措置を行う。

工事成績評定点の減点は、5点を減点する。

(12) 技術提案等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

18 現場代理人の兼務について

(1) 本工事の受注者は、本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面 (様式2) により届け出なければならない。この場合において、受注者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。なお、兼務が可能な工事は、次の①及び②のいずれかに該当する工事とする。また、農林水産部、土木部及び企業局以外が発注する工事との兼務については、当該発注者が認める場合に限り、兼務できるものとする。

① 予定価格が4,500万円 (消費税及び地方消費税を含む額。以下同じ) 未満の2件までの工事に係る兼務であるとき。

② ①にかかわらず、隣接現場など、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合であって、下記のいずれかに該当するとき。ただし、工事現場から離れても発注者と直接連絡が取れることが容易になっている工事に限る。

ア 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるとき。ただし、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。

イ いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内または工事現場間の距離が10km程度である2件の工事に係る兼務であるとき。

(2) 兼務に当たっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。

(3) 作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となるときは、連絡員が当該現場に常駐しなければならない。

ならない。

- (4) 兼務に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生、その他現場体制の不備が生じた場合は、その後の、当該受注者に係る農林水産部及び土木部並びに企業局発注工事においては原則として兼務を認めない。

19 債務負担行為に係る契約の特記事項

(1) 債務負担行為に係る契約の特則

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年10月1日茨城県規則第69号）第8条第1項に規定）第39条関係

各会計年度における請負代金の支払の限度額

年度 %

年度 %

（割合は、請負代金総額に対するもの）

(2) 債務負担行為に係る契約の前払金の特則

建設工事請負契約書第40条関係

①前払金の算定方式

契約会計年度分＝（当該年度の出来高予定額）×（前払金の割合）

翌会計年度分＝（当該年度の出来高予定額）×（前払金の割合）

（前払金の割合）

4割以内

②本工事においては、契約会計年度に翌会計年度分の前払金相当分を含めて支払を請求することができるものとする。

20 成果品の電子納品について

- (1) 完成図（JWW形式）、工事写真（JPEG形式）等を収録したCD-Rについては、必ずウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、新しいウィルスに対応できるものを導入し、常に最新の状態を保ち、最新のウィルスパターンファイルの更新を行うものとする。
- (3) ウィルスチェックは、ウィルス存在の有無の確認、駆除を確実にを行うために、電子媒体に格納前のハードディスク上の電子成果品、電子成果品格納後の電子媒体で、計2回行うようにすること。
- (4) CD-Rのレーベル面には下記の項目を直接印字すること（油性ペンによる手書きも可とする）。

記載項目	記載例
工事番号	第〇〇－〇〇－〇〇〇－〇－〇〇〇号
工事名	〇〇高校〇〇改修工事
作成年月	令和〇〇年〇〇月
発注者名	茨城県知事 〇〇 〇〇
受注者名	(株)〇〇建設
ウイルスチェックに関する情報	ウイルス対策ソフト名：〇〇〇 ウィルスパターンファイル：令和〇〇年〇〇月〇〇日版 チエック年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日
フォーマット形式	フォーマット形式：Joliet

21 ゴム製品等の品質確認等

- (1) 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下「ゴム製品等」という。)を用いる場合には、ゴム製品等に対して第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)による品質証明書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

製品及び材料名(代表的なゴム製品等の例)	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね 建築免震ゴム
芝保護材	スーパーガードU
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	ゴムシート防水 ウレタン塗膜防水 FRP防水 トーチ工法

- (2) 必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名計測項目	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化試験熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

- (3) (1)により第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

2.2 週休2日制促進工事(発注者指定型)

- (1) 本工事は、「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」(以下、本条及び次条において「要領」という。)第5条第1項(1)に基づく発注者指定型の週休2日制促進工事である。なお、この要領は、茨城県土木部検査指導課のホームページから入手できる。
- (2) 受注者は、要領第2条第1項に規定する週休2日制での施工にあたり、要領第6条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制(月単位)の場合は、月単位で28.5%(2/7)以上の日数を現場閉所日とすること。(2/7未満または2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。)また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、建設工事請負契約第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- (3) 受注者の都合により要領第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。4週8休制(月単位)の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- (4) 受注者は、週休2日制による施工について、下請け企業等の理解を得たうえで実施すること。
- (5) 受注者は、週休2日制で施工することについて、設置する工事看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- (6) 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けるこ

と（工事完成通知書の提出日までに、全ての確認を受けること）。

①工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）

②下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）

③月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制（月単位）のみ、①、②に基づき現場閉所日を集計した資料等）

（7）本工事においては、予定価格の算定にあたり、補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しているが、週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除（設計変更減）する。なお、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」（茨城県土木部営繕課のホームページにて公表）による。

（8）完全週休2日制に取り組んだ場合、工事成績評価について評価する。

2.3 週休2日制促進工事（受注者希望型）

（1）本工事は、要領第5条第1項（2）に基づく受注者希望型の週休2日制促進工事である。

（2）週休2日制に取り組む場合は、受注者の希望に基づき、要領第3条に定める完全週休2日制又は4週8休制（月単位）のいずれかの形式を受発注者協議により決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

（3）前項により、要領第2条第1項に規定する週休2日制での施工をすることとなった受注者（以下、本条において「受注者」という。）は、週休2日制での施工にあたり、要領第6条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制（月単位）の場合は、月単位で28.5%（2／7）の日数を現場閉所日とすること。（2／7未満または2／7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、建設工事請負契約第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

（4）受注者は、週休2日制による施工について、下請け企業等の理解を得たうえで実施すること。

（5）受注者の都合により、要領第3条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。4週8休制（月単位）の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

（6）受注者は、週休2日制で施工することについて、設置する工事看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。

（7）受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出日までに、全ての確認を受けること）。

①工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）

②下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）

③月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制（月単位）のみ、①、②に基づき現場閉所日を集計した資料等）

（8）発注者は、現場閉所日確保率に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」（茨

城県土木部営繕課のホームページにて公表)による。

現場閉所日確保率	100%以上
補正係数	1.04

(9) 完全週休2日制に取り組んだ場合、工事成績評価について評価する。

2.4 快適トイレ普及促進工事

(1) 本工事は、「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」(以下、本条において「要領」という。)に基づく快適トイレ普及促進工事である。なお、この要領は、茨城県土木部検査指導課のホームページから入手できる。

(2) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、以下の①～⑪の仕様を満たすものを1基(男女が現場で働く場合は、男女別で各1基)設置するものとする。なお、⑫～⑰の仕様については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗(し尿処理装置付きを含む)
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置
(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨ サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ⑬ 擬音装置(機能を含む)
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)

(3) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、設置を予定する快適トイレが第2項の①～⑪の仕様を満たすことを示す資料(カタログ等)を添付のうえ、監督員と設置について協議するものとする。

(4) 快適トイレの費用(初期費、リース料)については、当初発注時には積算計上していないが、協議により設置が決定した場合は、設計変更する。なお、受注者は、設計変更のための資料として、第2項の①～⑪の仕様を満たすことを示す資料(カタログ等)を添付のうえ、快適トイレの設置に要した費用(初期費、リース料等)に係る実際の支出動態のわかる資料を監督員に提出することとする。

(5) 工事成績評価においては、快適トイレ設置を通じた現場環境改善に向けた取組について評価する。

(6) その他詳細については、要領を参照すること。

2.5 専任を要する工事(特定JVを除く。)における主任技術者の兼務

(1) 本工事の主任技術者は、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合、他の工事の主任技術者を兼務することができる。契約後に他の工事の主任技術者を兼務するときは、速やかに「主任技術者の兼務届」(様式3)

により届け出なければならない。

- (2) 前項の建設業法施行令第27条第2項に該当する場合とは、下記のすべてに該当するものとする。

① 兼務する工事のうちいずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内または工事現場間の距離が10km程度であること

② 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと

③ 建設業法に規定する経營業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者でないこと

④ 本工事、兼務する工事又は他の工事の現場代理人でないこと

- (3) 兼務にあたっては、主任技術者は、一方の現場に偏ることなく適切に技術上の指導監督の職務を行わなければならない。

2.6 情報共有システム対象工事

- (1) 本工事は、「営繕工事における情報共有システム実施要領」（令和7年4月 茨城県土木部営繕課）（本条及び次条において「要領」という。）第3条第1項に基づく情報共有システムの対象工事である。

- (2) 実施にあたっては、要領に基づくものとする。この要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

- (3) 活用する情報共有システムは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」（以下「機能要求」という。）を満たすシステムから受発注者協議により決定する。使用するシステムの決定については、機能要求を満たすシステムから受発注者協議により決定する。

- (4) 情報共有システムで対象とする工事帳票は、要領 別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。なお、別紙1の取扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。

- (5) やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により対象工事から除外することができるものとする。

2.7 建設キャリアアップシステム活用工事

- (1) 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」（茨城県土木部）に基づく受注者希望型の工事である。

- (2) 建設キャリアアップシステム活用工事の実施は、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定する。受注者は、契約の締結後、CCUS 活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議すること。

- (3) (2)の規定に基づき建設キャリアアップシステム活用工事の実施が決定した場合は、「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」（茨城県土木部）に基づき行うものとする。なお、この要領は、茨城県土木部検査指導課のホームページから入手できる。

2.8 遠隔臨場対象工事

- (1) 本工事は、「茨城県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」（令和6年4月 茨城県土木部営繕課（以下、本条及び次条において「要領」という。））に基づく遠隔臨場の対象工事である。

- (2) 本工事では、原則として遠隔臨場を活用するものとし、要領に基づき行うものとする。要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

- (3) 遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配するものとし、詳細については、要領に基づき、監督員と協議し決定するものとする。

- (4) 遠隔臨場に係る費用は、全額を共通仮設費の積上げ計上により設計変更を行う。（ただし、現場管理費、一般管理費等の対象外）なお、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費等として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加が必要となる最低限の費用を計上するものとする。

2.9 余裕期間の設定

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

- (2) 余裕期間は、本工事の契約日の翌日から、工期の始期日の前日までの期間とする。

- (3) コリンス (CORINS) に登録する工期、技術者等の従事期間は、契約工期を基本とし、前項の余裕期間は含めないこと。
- (4) 第2項の余裕期間における現場代理人等の取り扱いは、以下のとおりとする。
 - ① 現場代理人、主任（監理）技術者等の配置は要しない。
 - ② 現場に搬入しない資材等の準備を受注者の責において行うことは可能とするが、現場への資材搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

30 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するために保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

31 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、腰ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

32 工事写真の撮影及び整理について

本工事の写真の撮影及び整理は、「営繕工事写真撮影要領」（令和元年6月11日 茨城県土木部営繕課作成（以下、本条において「要領」という。））による。この要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

33 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

- (1) 本工事の写真の撮影及び整理にあたり、電子小黑板の使用を希望する場合は、工事打合せ書等により協議し、使用する機器・ソフトウェア等について監督員の承諾を得ること。
- (2) 電子小黑板の使用については、「営繕工事における小黑板情報電子化の運用について」（令和5年4月1日 茨城県土木部営繕課（以下、本条において「運用」という。））による。この運用は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

34 共通費実態調査への協力

本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事である。なお、調査票は、以下に掲載している。

※URL : https://www.ml.it.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html

35 舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理について

- (1) 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。
- (2) 回収された排水については、法令等に基づき適正に処理すること。
- (3) 必要経費（処分費、運搬費）については当初、予定価格の算定に当たり計上していないが、当該排水は建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し、監督員と協議すること。なお、濁水の処分費、運搬費については、設計変更の対象とする。
- (4) 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
- (5) 受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

3 6 猛暑による作業不能日数の工期への加算

本工事は、猛暑による作業不能日数を工期に加算している。

- ① 猛暑による作業不能日数：〇日間
- ② 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数が①で見込んでいた日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

建設発生土搬出のお知らせ

年 月 日

殿

会 社 名 :
現 場 代 理 人 名 :

下記のとおり、貴市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督職員又は担当者名	
連 絡 先	
工 事 受 注 者 名	
担 当 者 名 ・ 連 絡 先	
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住 所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面のとおり)
建設発生土の搬出時期	
建設発生土の土質・土量	土質： 土量： m ³

本様式は、建設発生土を 100 m³以上搬出する場合用いる。

※ 添付書類：兼務する工事に係る位置図、工程表

年 月 日		
現場代理人の兼務届け		
茨城県立中央病院長 殿		
受注者名		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
現 場 代 理 人	氏名	連絡先
連 絡 員	氏名	連絡先
	氏名	連絡先
上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。 なお、両工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理等に留意します。		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
発 注 機 関		
監 督 員 職 氏 名		
連 絡 員	氏名	連絡先
	氏名	連絡先

年 月 日

主任技術者の兼務届

茨城県立中央病院長 殿

届出者名

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
主 任 技 術 者	氏 名	連絡先
上記工事の主任技術者は、下記工事の主任技術者と兼務します。 届出を行うに際し、該当する主任技術者が下記の条件を満たしていること、兼務について発注機関から承認を得ていることを誓約します。 (1) 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内であること (2) 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと (3) 建設業法に規定する経営業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者でないこと (4) 本工事、兼務する工事又は他の工事の現場代理人でないこと		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
発 注 機 関		連絡先
監 督 員 職 氏 名		

注 1) 届出者名は、契約前に提出する場合には入札参加者名を、契約後に提出する場合には受注者名を記載すること

注 2) 契約前に提出する場合、工期の欄には想定される工期を、請負金額の欄には予定価格を記載すること

注 3) 兼務する工事に係る位置図、工程表を合わせて提出すること

注 4) 兼務する工事件数が 2 件より多い場合には適宜行を追加して記載すること